

## 農業土木工事における週休2日適用工事（現場閉所）実施要領

### 1 目的

本要領により「週休2日適用工事（現場閉所）」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

下記を総称して「週休2日」という。

#### (1) 完全週休2日（土日）

「完全週休2日（土日）」とは、対象期間<sup>※1</sup>の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所<sup>※2</sup>を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

#### (2) 月単位の週休2日

「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で、4週8休以上<sup>※3</sup>の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (3) 通期の週休2日

「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※1 「対象期間」には、年末年始6日間・夏季休暇3日間を含まない。ただし、施設機械は、現場作業のみを対象とする（工場製作のみの期間は含めない）。

※2 「現場閉所」とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

※3 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、「月単位の週休2日」について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### 3 発注方式

#### 発注者指定方式

発注者が工事を「週休2日適用工事（現場閉所）」に指定して発注する方式で、受注者は4週8休相当以上の現場閉所に取り組むものとする。

受注者は、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」のどちらに取り組むかを工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する。なお、「通期の週休2日」は必須とする。

#### 4 適用日

令和8年4月1日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う、現場閉所による週休2日取得が可能な全ての工事に適用する。

#### 5 対象外工事

以下のいずれかに該当する工事は、原則「週休2日適用工事（現場閉所）」制度の対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、現場閉所を行うことが困難な工事

(2) 現場施工期間が休工期を含めて7日間未満の工事

なお、対象外工事として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日適用工事（現場閉所又は交替制）」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に対象工事とすることができる。\*

※ 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合

#### 6 施設機械工事における取扱い

(1) 週休2日対象期間

現場作業のみを対象とする（工場製作のみの期間は含めない）。

(2) 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

|              | 補正対象   | 補正対象外   |
|--------------|--|---|
| 施設機械<br>設備工事 | 据付工事原価に係る費用(据付間接費は除く)<br>○直接工事費の労務費<br>○間接工事費(共通仮設費、現場管理費) | ○直接製作費の労務費<br>○間接製作費<br>○間接工事費(据付間接費)<br>○設計技術費 |
| 鋼橋製作<br>架設工事 | 架設工事原価に係る費用<br>○直接工事費の労務費<br>○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)           | ○直接製作費の労務費<br>○間接製作費                            |
| 電気通信<br>設備工事 | 据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く)<br>○直接工事費の労務費<br>○間接工事費(共通仮設費、現場管理費) | ○間接工事費(機器間接費)                                   |

## 7 実施の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費、間接工事費率、市場単価・標準単価とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

### (1) 工事発注時（発注者指定方式）

ア 発注者は「月単位の週休2日を達成した場合」の補正係数を下記のとおり乗じ、予定価格を算出する。

#### 【補正係数の一覧表】

|              | 完全週休2日（土日）<br>（現場閉所が1週間に2日以上） | 月単位の週休2日<br>（現場閉所が1週間に2日以上） |
|--------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 労務費          | 1.02                          | 1.02                        |
| 共通仮設費率       | 1.05                          | 1.04                        |
| 現場管理費率       | 1.06                          | 1.05                        |
| 市場単価<br>標準単価 | 別表「市場単価・標準単価補正係数の一覧表」による      |                             |

イ 設計書に「週休2日適用工事 発注者指定方式（現場閉所）特記仕様書」を添付する。

### (2) 工事契約後

ア 契約後速やかに「週休2日適用工事（現場閉所）」発注者指定方式であることを受発注者で確認する。

イ 受注者は、契約後、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組について選択し、週休2日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督員へ提出する。

ウ 必要に応じて、週休2日の工程を確保するために必要な日数を協議し、工期変更を行うこととする。

### (3) 工事施工中

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。

イ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

ウ 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

### (4) 現場完了以降

ア 受注者は、作業日報・出勤簿等により、現場閉所の実績が確認できる様式（任意様式）を作成し、現場完了日後、速やかに監督員へ提出す

る。

イ 発注者は、工事現場の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数 (b)  $\geq$  実施対象期間 (a) <sup>※1</sup> から算出される現場閉所日数 (= 実施対象期間 (a)  $\times$  8 / 28)

※1 実施対象期間 (a) とは、現場着手日<sup>※2</sup> から現場完了日<sup>※3</sup>のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間<sup>※4</sup>を除いた期間をいう。

※2 現場着手日とは、工事施工区域内で測量等の準備工に着手した日をいう。

※3 現場完了日とは、工事施工区域内で出来形測定等及び後片付け作業が完了した日をいう。

※4 その他期間とは、以下の期間をいう。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【参考イメージ】



ウ 発注者は、工事完成時に工事現場の閉所状況を確認後、達成状況に応じて精算変更を行う。「完全週休2日(土日)」を達成した場合は、【補正係数の一覧表】に基づき増額変更し、「月単位の週休2日」を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。

エ 工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。

オ 「月単位の週休2日」以上を達成した場合は、三条市建設請負工事成績評価実施要領に基づき取組を評価する。

また、提出された計画工程表が「通期の週休2日」の取得を前提とし

ていないなど、明らかに受注者側に「通期の週休2日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、三条市建設請負工事成績評定実施要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

## 8 各費目の算定

各費目の算定は、下記によるものとする。

### 【労務費】

補正労務単価＝労務単価(補正前)×冬期補正又は時間的制約補正  
×週休2日補正係数<円未満切り捨て>

### 【共通仮設費率】

補正共通仮設費率(%)＝共通仮設費率(補正前)×施工地域補正係数  
×情報化施工技術補正係数×週休2日補正係数  
<小数点第3位四捨五入2位止め>

### 【現場管理費率】

補正現場管理費率(%)＝現場管理費率(補正前)×施工地域補正係数  
×情報化施工技術補正係数×週休2日補正係数＋施工時期補正值  
<小数点第3位四捨五入2位止め>

### 【市場単価・標準単価(以下、市場単価等)加算率・補正係数割増】

(1) 加算率・補正係数割増がない場合

標準の市場単価等×週休2日の補正係数＝補正後単価  
<円未満切り捨て>

(2) 加算率・補正係数割増がある場合

S:加算率、K:補正係数

(標準の市場単価等×週休2日の補正係数)

×(1+S<sub>0</sub>orS<sub>1</sub>or…orS<sub>n</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×…×K<sub>n</sub>)＝補正後単価

### [計算順序①]

(標準の市場単価等×週休2日の補正係数)＝補正後単価  
<円未満切り捨て>

### [計算順序②]

加算率・補正係数の算出

(1+(S<sub>0</sub>orS<sub>1</sub>or…orS<sub>n</sub>)/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×…×K<sub>n</sub>)を行う。

<端数処理がある場合は、各施行単価で設定>

### [計算順序③]

①で算出した値×②で算出した値＝補正後単価<円未満切り捨て>

(3) 加算額

[労務費が含まれる場合]

標準の市場単価等(加算額)×週休2日の補正係数=補正後単価

<円未満切り捨て>

[労務費が含まれない場合]

労務費が含まれない加算額は補正対象外

※ 加算額は、(1)又は(2)で算出した補正後単価に加算する(端数処理なし)。